

## 「ステイホーム」笹木

コロナウィルスの影響で、予定していた旅行をキャンセルしたり、イベントも中止になったりと、出掛けることが少なくなり、皆さん、その分お家で過ごす時間が増えたと思います。私は、この機会に前からやりたかったことをしようと、家のクローゼットを整理して、不要な洋服をメルカリで初めて出品しました。出品後、2日後には売れました！あまり、儲けにはなりませんでしたが…。これも前からやりたかったことの一つで、DIYを始めました。まず最初に作ったものは、すのことワイヤーネット、結束バンドを組み合わせて小さな棚を作りました。ネジやドリルを使わず出来るので、簡単に出来ますよ(^)/写真に写っているのは、100均で買ったティッシュボックスにペンキを塗り、英字新聞と転写シールを貼っただけのものです。自分好みのものが出来上がり満足しています！皆さんは、ステイホーム期間中、どのように過ごされましたか？



## 今さら聞けない 経済用語

## 今月の教えてキーワード：【ステークホルダー】

株主、従業員、顧客、取引先など企業と利害関係を有するあらゆる者を指す。企業には利益追求だけではなく社会貢献を行うという責務もあり、ステークホルダーは企業経営を外部から監視して不祥事を防ぐなど企業を統治するコーポレートガバナンスとしての役割もある。2019年、アメリカが従来の「株主ファースト主義」を見直し従業員や地域社会、環境などにも配慮した「ステークホルダー主義」を打ち出して注目を集めている。

## 知っとこ！「税務のマメ知識」

## 【日本人と外国人のその違い】

昨今、オフィスや小売店など多くの場面で欠かせない存在となっている外国人労働者。そこで今回は「外国人の雇用」に関して、日本人の場合との相違点をお話します。大きな違いは3つあります。1つ目は行政に届出が必要な書類が格段に多いこと。2つ目は言葉の壁もあるため丁寧に説明したり理解してもらうことが多いこと。3つ目は文化などの違いにより日本人と同じような接し方ではうまくいかないこと。税金や社会保険の取り扱いについては基本的には同じですが、租税条約や社会保障協定によって一部異なる場合もあります。例えば、外国人労働者の家族が国外にいる場合、その家族が外国人労働者本人の配偶者または親族であること、日常の生活費などを家族に送金していること、年間の所得金額が38万円以下であることなどの条件を満たせば税金を計算する上で扶養に入れることはできます。ただ、そのためには親族関係書類や送金関係書類などを準備する必要があります。また短期のアルバイトを雇い入れる際、それが中国から来た留学生であれば、アルバイト収入については日中租税協定の届出をすることにより免税となる可能性が高いです。このように日本人を雇用する場合と比べて留意すべき点もありますが、重要な戦力として活躍している外国人労働者は多いので一度、検討してみたいかがでしょう。

今を生きる  
先人の言葉

どうするかを考えた  
人にどうなるかは見え  
ない

元プロ野球選手・監督である故野村克也氏の言葉。この先がどうなるかは誰にも分からない。だからこそ「こうりたい」そのためには「どうするか」を考えることだ。